



令和3年10月8日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
労働雇用課	労働企画係	中島	内線 3122 直通 058-272-8402 FAX 058-278-2676

「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を拡充します

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った方の再就職を促進するため、そうした方を正規雇用労働者として雇用する中小企業事業主に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金」を支給しています。

このたび、同奨励金の支給額を大幅に増額し、再就職を強力に支援します。

記

1 変更点

	変更前	変更後
支給額	対象労働者1人当たり20万円 (就職氷河期世代は30万円)	対象労働者1人当たり <u>60万円</u> (就職氷河期世代は <u>90万円</u>)
雇入れ日	令和3年4月1日から 令和3年8月31日の間	令和3年4月1日から <u>令和3年11月30日の間</u>
雇用期間	6か月を超える雇用	<u>3</u> か月を超える雇用

※ この奨励金において「就職氷河期世代」とは、生年月日が昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までの間、かつ、前職が正規雇用労働者として雇用されていない者をいう。

2 その他の要件

◇対象労働者の要件

- (1) 令和2年1月27日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者であること。
- (2) 県内に住所を有する者であること。

◇対象事業主の要件

- (1) 対象労働者を令和3年4月1日から令和3年11月30日の間に、ハローワークからの紹介により正規雇用労働者（1週間の所定労働時間が30時間以上）として雇用したこと。
- (2) 岐阜県税の滞納がないこと。
- (3) 対象労働者の主たる勤務地は、県内の事業所とすること。
- (4) 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3か月前の日から6か月を経過する日までの間に従業員を事業主の都合で解雇していないこと。

(5)支給申請日の前日から起算して過去3年の間に、対象労働者を事業主の都合で解雇していないこと。

3 申請期限

令和3年12月28日（火）（当日消印有効）

※郵送に限ります。

4 申請方法

「奨励金支給申請書」に必要書類を添付し、申請期限までに下記申請先へ郵送により提出してください。

募集チラシや各種様式等の詳細は、岐阜県庁のホームページからご覧いただけます。

岐阜県庁トップ > 産業・農林水産・観光 > 労働・雇用 > 就労支援 >

新型コロナウイルス感染症離職者雇用奨励金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56615.html>

5 申請・問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 労働雇用課 離職者雇用奨励金受付係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11 階

TEL：058-272-1111（内線 3122）